

第1章 総 則

第1条 名 称

本組合は「金港交通労働組合」と称す。(以下、組合と称す)

第2条 所在地

組合の本部は金港交通本社営業所内に置く、また支部は各営業所内に置く。

第3条 組合員

組合員は金港交通株式会社に就労する乗務員とする。

但し、次の各号の者を除く。

- 1、運行管理者。
- 2、衛生管理者並びに係長以上の職にある者。
- 3、臨時雇用者。
- 4、会社の利益代表と認められる者。

第4条 目 的

組合は組合員の団結により、組合大会で決議した活動方針に基づく行動を実践し組合員の健康で文化的な労働条件を維持、改善し、経済的、社会的地位等の向上を図ることを目的とする。

第5条 活 動

組合は前条の目的達成のため次の各号の活動を行う。

- 1、労働条件の維持改善、その他経済的諸問題解決に関するこ
と。
- 2、労働協約の締結、経営民主化に関するこ
と。
- 3、組合員の団結、組織運営に関するこ
と。
- 4、組合員の教養、福利厚生並びに共済に関するこ
と。
- 5、同じ目的をもつ他団体との連携協力に関するこ
と。
- 6、その他目的達成に必要なこ
と。

第2章 権利・義務

第6条 組合員の権利

組合員は平等な権利を有し、年齢・性別・人種・国籍・宗教・信条・門地または身分などにより、差別を受けることはない。

- 1、組合員は自由に発言し、また大会の議決に参加する権利を有する。
- 2、組合員は所定の手続きを経て全ての組合機関の活動報告を求め、意見を提示することが出来る。
- 3、組合員は組合の取得した労働条件の適用を受けることができる。
- 4、組合員が機関の決定による組合活動のため犠牲または不利益な取り扱いを受けたとき、犠牲者救済規定により救済を受けることができる。
- 5、組合員は規約の定める正当な手続きを経ずして処罰を受けることはない。
- 6、組合員は所定の手続きを経て会計帳簿、議事録、その他活動書類を閲覧できる。
- 7、組合員は組合員の資格を喪失したとき、一切の権利を失う。

第7条 選挙権

組合員は規約並びに規定の定めるところによる執行委員長選出選挙の選挙権を有する。

第8条 被選挙権

組合員は規約並びに選挙管理規定の定めるところによる執行委員長選出選挙に立候補できる。

第9条 権 利

組合員は次の各項の権利を有する。

- 1、組合員は規約の定めるところにより役員及び委員を弾劾する権利を有する。
- 2、組合員は会計監査の要求権を有する。
- 3、組合員は臨時大会の請求権を有する。

第10条 組合員の義務

組合員はすべて次の平等な義務を負う。

- 1、綱領・規約を遵守し、各機関の決定による指示、指令、指定、統制に従う義務を負う。
- 2、組合員は所定の機関への出席及び議決に参加する義務を負う。
- 3、組合員は組合費を納入する義務を負う。
- 4、組合員が役員ならび委員に選出された場合は就任する義務を負う。

第3章 機関

第11条 機関の種類

組合は次の機関を置く。

- 1、大会（代議員大会）
- 2、執行委員会
- 3、事務局
- 4、顧問会議
- 5、その他執行委員会にて設置を決議した機関

第1節 大会

第12条 性格と構成・種類

- 1、大会は組合員の最高議決機関であって、代議員及び執行委員会構成役員、機関役員とで構成する。但し、執行委員会構成役員には議決権がない。
- 2、大会は定期大会・臨時大会・職場半減大会に分ける。但し、定期大会・臨時大会は執行委員会構成役員と機関役員及び代議員をもって構成することができる。
- 3、大会で決議された事項は全てにおいて優先する。

第13条 召集・開催

定期大会は隔年1回開催とする。但し、次の場合、執行委員長は速やかに臨時大会を開催しなければならない。なお、定期大会開催年度外の決算報告は監査役の監査を得て会計年度終了後3ヶ月以内に組合員に開示し、定期大会で承認を得なければならない。

- 1、執行委員長又は執行委員会が必要と認めたとき。
- 2、組合員の3分の1以上の署名と付議事項を明示し、執行委員長に請求したとき。

第14条 付議事項

大会には次の事項を付議し、これを決定する。

- 1、活動経過報告。
- 2、予算及び決算。
- 3、臨時組合費の徴収。
- 4、活動方針。
- 5、争議行為の開始及び終結。
- 6、上部団体の加盟及び脱退。
- 7、組合組織の変更及び解散。
- 8、執行委員長または執行委員会構成役員の不信任ならびに組合員の除名。
- 9、組合員に著しく不利益となる賃金等、労働協約の締結及び改定。
- 10、綱領・規約・規定の改定。
- 11、組合功労者の表彰。
- 12、その他、組合に重大な影響を与える事項

付則

第3及び7項は直接無記名投票により代議員の3分の2以上の同意がなければ決定することができない。また、8、9項については直接無記名投票により、代議員の4分の3以上の同意がなければ決定することができない。なお、5項については、大会の議を経ずして直接無記名投票にかけることができる。

第15条 代議員の任務と選出及び任期

- 1、任 務

組合員の意思を代表する。大会に出席し、それら意思を反映させる。任期中はその機能を継続するものとする。

2、選 出

組合員数に比例して執行委員会が決定した定員を各支部長が執行委員長選出選挙後 1ヶ月以内に選任する。

3、任 期

原則 2 カ年とする。その起算は就任から次期定期大会終了までとする。但し、支部長が必要と特に認めたとき、執行委員会の議決をもって改選できる。その場合、後任者の任期は前任者の残存任期とする。代議員に欠員が出た時は、補充する。但し、補充代議員の任期も前任者の残余期間とする。

4、手 当

代議員手当は、別に定める。

第 16 条 大会成立の要件

大会は代議員定数の 5 分の 3 以上の出席によって成立する。

但し、委任は認めない。

第 17 条 大会議決の方法

議決は挙手または無記名投票をもって行い、出席者の過半数の同意を得て決定する。可否同数の時は議長が決定する。

第 18 条 議 長

大会は議長 1 名を置き常任とする。

第 19 条 議長の選出、任期

議長の選出は執行委員会で指名する。任期は原則 2 カ年とする。その起算は就任から次期執行委員長就任日までとする。

第 20 条 議長の権限

議長は大会を代表し、議場の秩序を維持し議事の進行を調整する。

議長は書記を任命し議事録を作成する。 議長は議場内に

おいて規約に反したり議事を混乱させる者がある時には、その行為の停止を命じたり、その者の退場を命ずることができる。

大会運営については別に定める。

第2節 執行委員会

第21条 構成・性格・不信任

- 1、執行委員会は組合活動の最高意思決定機関である。執行委員長、執行副委員長、書記長、事務局長、各支部長及び常任顧問で構成し大会の決定に従い組合活動、業務を執行する。
- 2、構成役員は常任交渉委員とする。
- 3、執行した活動業務は大会に報告し承認を得なければならない。
- 4、執行委員会の不信任が決議された時は、直ちに総辞職しなければならない。
- 5、執行委員会は各機関役員を選任する。

第22条 召集・成立・公開

執行委員会は執行委員長が隨時召集することができる。構成人員の過半数以上の出席によって成立する。会議は公開できる。

第3節 事務局

第23条 性格、権限

執行委員会の活動及び業務を補佐するために設置する。

- 1、組合会計、組合業務、各種保険、福利厚生業務を統括管理する。
- 2、必要に応じて専門部会を設置できる。

第4節 顧問会議

第24条 性格、権限

顧問会議は執行委員長の諮問機関である。

- 1、顧問会議は執行委員長が指名した組合三役経験者によって構成する。
- 2、顧問会議は委員長が諮問した案件に答申する。
- 3、顧問は執行委員長の指名により執行委員会構成非常任役員として執行委員会に出席、発言することができる。
- 4、顧問は委員長の指名により非常任交渉委員になることができる。また執行委員長から特に常任顧問就任を求められた顧問は執行委員会構成役員になることができる。
- 5、顧問会議構成役員を顧問と称す。
- 6、顧問の執行委員会構成非常任役員及び非常任交渉委員の就任、また常任顧問の執行委員会構成役員就任は執行委員会の承認事項とする。

第4章 役員

第25条 役員

この組合に次の本部役員、機関役員を置く。

執行委員会構成役員（常勤本部役員）

- 1、執行委員長 1名
- 2、書記長 1名
- 3、事務局長 1名
- 4、支部長 各1名
- 5、顧問 若干名

機関役員（非常勤）

- 1、常任議長 1名

- | | |
|-----------|----|
| 2、会計監査役 | 2名 |
| 3、選挙管理委員長 | 1名 |
| 4、大会運営委員長 | 1名 |
| 5、査問委員会委員 | 2名 |

付則

執行委員長、書記長及び事務局長は特に組合三役と称す。

第26条 役員の任務

役員の任務は役職員職務権限責任規定に明記する。

第27条 交渉権限

執行委員会構成役員は常任交渉委員として組合を代表し交渉する権限を持つ。

第28条 議決権

執行委員会構成役員は大会における議決権を有しない。

第29条 役員に対する弾劾権

組合員は役員の行為に対し、正当な手続きを経て弾劾することができる。

第30条 解任

役員が大会において解任を決議され、または承認されたときは解任される。

第31条 選出

執行委員長選出選挙は次の通りとする。ほかの役員選出については別に定める。

- 立候補者は5年以上在籍し選挙人50名以上の推薦を必要とする。
- 立候補者は立候補届け時に執行委員会構成役員を指名し選挙人に公示しなければならない。
- 選出選挙は立候補者を直接無記名投票で実施する。
- 選出選挙の投票は定期大会以前に行うことができる。
- 連続2期以上就任の執行委員長は次の立候補を認めない。但し、執行委員会が特に定めた場合はこの限り

ではない。

第32条 任期

役員の任期は原則2カ年とする。その任期の起算は就任から次期執行委員長就任日までとする。但し、執行委員長は必要に応じて役員の改選を行うことが出来る。なお、後任者任期は前任者の残存任期とする。

役員が任期満了し、または第21条4項により総辞職、もしくは第30条により解任された時でも後任者が決定し事務引継ぎを完了する迄はその責任を負う。

第33条 組合専従者

組合は専従者を置くことができる。詳細は執行委員会で決定する。

第34条 専門部

組合は組合活動の必要に応じ、執行委員会の議を経て事務局に専門部を置くことが出来る。

第5章 加入・脱退

第35条 資格と加入

試用期間を終了し、正社員となった時に所定の加入手続きを経て加入することができる。

なお、組合費、保険料及び個人積立金は翌月より徴収する。

第36条 脱退

組合を脱退する者は、所定の脱退届に所要事項を記入、執行委員会に提出し承認されなければならない。

第6章 表彰・賞罰

第37条 表彰

次の各項に該当する組合員は執行委員会の承認を得て、大会において表彰状または感謝状を授与する。

- 1、組合活動に著しく貢献した者。
- 2、組合に名誉となる行為のあった者。
- 3、組合役員として3期または5年以上連續して活動した者。
- 4、その他、賞に価する行為のあった者。

第38条 役員の懲罰

役員に下記の事項が認められた時は、懲罰に付しまたは解任される。

- 1、大会または執行委員会の決議に違反した行為をしたとき。
- 2、役員として名誉を汚した時。
- 3、組合に著しい不利益を与える行為をした時。

第39条 組合員の懲罰

組合員が次の事項に該当する行為があった場合は懲罰を科す。

- 1、組合規約、規定または決議に従わなかった者。
- 2、組合の統制秩序を乱した者。
- 3、その他、組合員として不適当な行為をした者。

第40条 懲罰の種類

懲罰は戒告、役員の解任、権利の停止、除名とする。

第41条 懲罰の手続き

懲罰に関する手続き、その他必要なる事項は査問委員会規定による。

第42条 懲罰の決定

懲罰はすべて査問委員会の決定により、執行委員会がこれ

を行う。但し、除名は大会討議に付す。

第7章 会計

第43条 経費

組合の経費は次の収入をもって賄う。

- 1、組合費。
- 2、臨時組合費。
- 3、寄付金。
- 4、その他、特別収入。

但し、寄付金の受納は執行委員会で決める。

第44条 組合費

- 1、組合費は毎月の給与から徴収する。
- 2、組合費の金額は規約・規定に関する付随事項に定める。
- 3、組合員が脱退し、またはその資格を喪失した時でも、組合費その他組合財産の払い戻しはしない。

第45条 臨時組合費

執行委員会で必要と認めた時は大会の議を経て臨時組合費を徴収することができる。

第46条 会計年度及び予算、決算

組合の会計年度は6月1日より翌年5月31日迄とし、予算及び決算は大会承認を得なければならない。
決算は会計監査約2名の監査を受けるものとする。

第47条 特別会計

組合は次の勘定について組合特別会計として別途処理する。

- 1、個人積立金勘定
- 2、犠牲者救済基金勘定
- 3、慶弔基金勘定
- 4、全労済保険勘定

第8章 附 則

第48条 組合の解散

大会出席人員の直接無記名投票により 3 分の 2 以上の賛成がなければ解散できない。

第49条 組合規約の加除変更

組合員の直接無記名投票か、定期大会での過半数の賛成がなければ組合規約の加除変更は出来ない。

但し、執行委員会が規約の一部加除変更が緊急に必要と認めたとき、決議しその加除変更を暫定的に執行することができる。なおその加除変更は次期定期大会において承認を得なければならない。

第50条 規約の施行

本規約は、平成24年5月1日から施行する。

第51条 規約に付隨する諸規定は次の通りとする。

- 1、犠牲者救済規定。
- 2、代議員規定
- 3、査問委員会規定
- 4、選挙管理規定
- 5、大会運営規定
- 6、慶弔規定
- 7、個人積立金規定
- 8、役職員職務権限責任規定